

大阪労連女性部ニュース NO6

2010年12月17日

発行 〒530-0034 大阪市北区錦町2-1 国労会館 大阪労連女性部

TEL 06-6353-6421 FAX 06-6353-6420

第1回民間交流会を開きました！

11月24日に民間職場で働く女性の交流会をおこないました。医労連、福保労、全国一般、生協労連、全印総連から、また女性部が確立されていない自交総連、全基労、金融労連からも参加してもらえ、14名で交流をしました。

各職場からは、生休もとれない、非正規がふえている、また大半が女性のなか、女性部の果たす役割、運動がみえなくなっているなどの悩みや職場のきびしい状況がだされました。また、パワハラ・セクハラ裁判でたたかっている自交総連からは、深刻な悩みがだされ、パワハラで闘った金融労連の経験からのアドバイスがされました。

賃下げ、制度改悪、非正規の増大など厳しい労働実態があるなかでも、女性部らしく、生き生きと働ける職場をと、楽しく活動ができる工夫したりくみや、職場内だけでなく幅広の共同の取り組みを通じて、視野を広げ元気がでる活動が大事だという意見もだされ、活動のヒントを得られた交流会でした。はじめての交流会で、準備不足もありましたが、普段なかなか聞けない職場の状況なども聞け、予定時間があつという間に過ぎ、引き続き交流を持っていきたいと思えます。

みずほ銀行7000名を直雇用の経験（「もっぱら派遣」の違法性追及で実現）

一人でもはいる金融ユニオンです。ここ2～3年でピラ等にて組合加入が続いております。一人組合員で銀行と団交しているケースもあります。

私たちみずほ銀行の組合は、大変少数ですが、毎回東京で人事部と団交をしています。さて、2年前「もっぱら派遣の改正案」が国会で討議されました。当時野党であった民主党は20%、共産党は50%を他企業へ派遣すべしの規制案でした。私も東京新聞から銀行の実態を取材され、その記事を使い団交で追及しました。

「この改定案が通ったらあなたたちはどうするんですか?!」と迫ったところ、驚いたことにすぐ直雇用に変更が決まりました。7000名が直雇用となり定年が55歳から60歳に延長となり喜ばれました。銀行はわざわざ「組合に言われたから変更したのではない」と言っておりましたが、正論は通ることを実感しました。今後も悩みぬいて加入される新しい組合員さんと頑張っていきたいと思っています。

*もっぱら派遣とは

派遣会社が、特定の企業にのみ派遣スタッフを提供することを「もっぱら派遣」と言います。派遣法で、違法な派遣形態の1つだとされているものです。なぜ、「もっぱら派遣」がダメかと言うと、関連企業内で雇用しなければならない人員が用意できるのであれば、派遣という間接雇用にする必要が無いということです。実際には「もっぱら派遣」が横行しているので、「派遣法」がザル法だと言われる理由の一つです。



(写真は代表者会議で発言する谷川さん)